

地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱
（インフラ整備事業（農業農村整備事業））

令和8年4月1日
7農振第2926号

農林水産事務次官依命通知

第1 通則

地域未来交付金制度要綱（令和8年2月4日付け府地創第30号及び府地事54号内閣府事務次官依命通知、7農振第2446号農林水産事務次官依命通知、20260127財経第2号経済産業事務次官依命通知、国総政第54号国土交通事務次官依命通知並びに環政総発第2602032号環境事務次官依命通知。以下「制度要綱」という。）第6の1の3）に定める地域未来交付金（地域未来推進型）（以下「交付金」という。）のインフラ整備事業のうち農業農村整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年農林水産省告示第900号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年農林水産省告示第538号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによる。

第2 交付の対象及び交付率

1 交付対象

農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表に掲げる事業主体が同表に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付率

交付率は、別表に定めるところによる。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、交付規則等に基づき別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等が行うものとする。ただし、第6第3項の規定に基づき、交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業（以下「当初予定事業」という。）以外のインフラ整備事業（以下「他の事業」という。）に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行った別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等又は農林水産大臣以外の大臣が所管するものとする。

第4 交付金の交付期間

大臣が認定地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、制度要綱第5第1項に規定する地域未来推進型実施計画（以下「実施計画」という。）ごとに当該計画に基づき対象事業の整備を開始する年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の限度額（以下「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A : 実施計画に記載されている対象事業ごとの第2に定める交付対象経費

B : 実施計画に記載されている対象事業ごとの別表の国の交付率の欄に掲げる割合

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末において見込まれる対象事業の進捗率

D : 算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 対象事業に係る総事業費に対する執行事業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額(第7に規定する引上額を含む。)全てについて、前項の規定により算出される額にかかわらず、当該事業に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額(第7に規定する引上額を除く。)の1/2未満の範囲で、かつ他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の事業に要する経費として充てることができる。

ただし、同一認定地方公共団体において、同一実施計画内の事業間で関係省庁間の協議が調った場合に限る。

第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。)第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令(昭和36年政令第258号)第1条各号に該当する事業については、負担特例法に準じて国の負担額を上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6第1項に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、この規定の適用について、負担特例法第3条第1項に規定する引上率については、交付金の交付対象となる年度のものを用いることとする。

第8 交付申請

1 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする認定地方公共団体は、交付申請書を別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先に提出しなければならない。

2 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等(別記2の(1)又は(2)あつては、農林水産省農村振興局長とする。)が別に通知する日までとする。

3 国土交通省北海道開発局長(以下「北海道開発局長」という。)は、認定地方公共団体から交付申請書の提出があつたときは、速やかに大臣に提出するものとする。

4 認定地方公共団体は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しな

なければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

第9 交付決定通知

- 1 別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、認定地方公共団体に対しその旨を通知するものとする。
- 2 大臣は、第8第3項により交付申請書の提出があったときは、北海道開発局長を経由し認定地方公共団体にその旨を通知するものとする。
- 3 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前2項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

第10 申請の取下げ

- 1 認定地方公共団体は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項又は第2項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した別記様式第2号による申請取下書を別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先に提出しなければならない。
- 2 北海道開発局長は、認定地方公共団体から申請取下書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

第11 契約等

認定地方公共団体は、対象事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

第12 債権譲渡等の禁止

事業主体は、第9第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第13 計画変更、中止又は廃止の承認

- 1 認定地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先に提出し、別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等の承認を受けなければならない。
 - (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。

(3) 対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 認定地方公共団体は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等の承認を受けることができる。

3 別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 北海道開発局長は、認定地方公共団体から第1項又は第2項の変更等承認申請書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

5 大臣は、前項により変更等承認申請書の提出があったとき、第1項及び第2項の承認をする場合においては、北海道開発局長を経由し認定地方公共団体に通知するものとする。

第14 軽微な変更

交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 経費の配分の変更

交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じるもの

(2) 事業の内容の変更

実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴う事業内容の変更

第15 事業遅延の提出

1 認定地方公共団体は、対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先に提出し、別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等の指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

3 北海道開発局長は、認定地方公共団体から第1項の遅延届出書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

第16 遂行状況報告

1 認定地方公共団体は、交付金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行

状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 北海道開発局長は、認定地方公共団体から前項の事業遂行状況報告書又は概算払請求書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、認定地方公共団体が対象事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について(昭和42年5月1日付蔵計第946号大蔵大臣通知)に係る報告を、各交付決定の単位により、別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等が管轄する組織に行っている場合は、第1項の規定による報告を省略することができる。
- 4 第1項の規定による報告のほか、別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対して当該対象事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第17 概算払

- 1 認定地方公共団体は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければならない。
なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 認定地方公共団体は、概算払により間接交付対象事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付対象事業者に交付しなければならない。

第18 実績報告

- 1 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、認定地方公共団体は、対象事業が完了したとき(第13第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先に提出しなければならない。
- 2 認定地方公共団体は、対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号による年度終了実績報告書を作成し、別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先に提出しなければならない。
- 3 北海道開発局長は、認定地方公共団体から前2項の実績報告書の提出があったときは、速やかに大臣に提出するものとする。

4 第8第4項ただし書の規定により交付の申請をした認定地方公共団体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

5 第8第4項ただし書の規定により交付の申請をした認定地方公共団体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先に報告するとともに、別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先に報告しなければならない。

第19 交付金の額の確定等

1 別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等は、第18第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、認定地方公共団体に通知するものとする。

2 大臣は、第18第3項により実績報告書の提出があったときは、北海道開発局長を経由し認定地方公共団体に通知するものとする。

3 別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等は、認定地方公共団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

4 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第20 額の再確定

1 認定地方公共団体は、第19第1項又は第2項の規定による額の確定通知を受けた後において、対象事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第1項の規定に準じて提出するものとする。

2 別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等は、前項に基づき実績

報告書の提出を受けた場合は、第19第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第19第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

第21 交付決定の取消し等

1 別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等は、第13第1項第3号の規定による対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 認定地方公共団体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 認定地方公共団体が、交付金を対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 認定地方公共団体が、対象事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

(4) 間接交付対象事業者が、間接交付対象事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を間接交付対象事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第19第4項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

第22 財産の管理等

1 認定地方公共団体は、交付対象経費（対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第23 財産の処分の制限

- 1 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 認定地方公共団体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第24 残存物件の処理

認定地方公共団体は、対象事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格等を別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等に報告しその指示を受けなければならない。

第25 交付金の経理

- 1 認定地方公共団体は、対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して対象事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 認定地方公共団体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 認定地方公共団体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第7号別紙第7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第26 交付金調書

認定地方公共団体は、対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

第27 間接交付金交付の際付すべき条件等

- 1 認定地方公共団体は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第11、第13から第16まで、第18、第20から第22まで及び第24から第26までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、制度要綱及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に期間の定めがない財産にあっては、期間の定めなし）においては、認定地方公共団体の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号による認定地方公共団体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を認定地方公共団体に納付させることがあること。
- 2 認定地方公共団体は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接交付対象事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第11号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
 - 3 認定地方公共団体は、間接交付対象事業者が間接交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
 - 4 認定地方公共団体は、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等の承認を受けてから承認を与えなければならない。
 - 5 認定地方公共団体は、第1項第3号の規定により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
 - 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
 - 7 認定地方公共団体は、間接交付対象事業に関して、間接交付対象事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

第28 指導監督交付金

別記2に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた決定者等は、都道府県に対し、工

事費（工事雑費を除く。）と別に、指導監督交付金（都道府県知事が認定地方公共団体である市町村に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

附 則

- 1 本要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業））（令和7年4月1日付け6農振第2934号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 本要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で、令和7年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 4 令和6年度末までに法第5条第15項の認定を新たに受けた地域再生計画に記載されている第5条第4項第1号ロに規定する事業の実施については、当該地域再生計画の計画期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

別記1（第8、10、13、15、16、17、18、20関係）

認定地方公共団体の区分	提出先
(1) 北海道 (2) 農業基盤整備促進事業を行う市町村のうち北海道内に所在するもの。	国土交通省 北海道開発局長経由 農林水産大臣
(3) 沖縄県 (4) 農業基盤整備促進事業を行う市町村のうち沖縄県内に所在するもの。	内閣府 沖縄総合事務局長
(5) その他の認定地方公共団体	地方農政局長

別記2（第3、8、9、12、13、15、16、18、19、20、21、23、24、27、28関係）

認定地方公共団体の区分	決定者等
(1) 北海道 (2) 農業基盤整備促進事業を行う市町村のうち北海道内に所在するもの。	農林水産大臣
(3) 沖縄県 (4) 農業基盤整備促進事業を行う市町村のうち沖縄県内に所在するもの。	内閣府 沖縄総合事務局長
(5) その他の認定地方公共団体	地方農政局長

別表

事業	事業主体	要件等	交付率
(1) 都道府県、市町村、農業者団体及び公募団体が行う農業競争力強化農地整備事業、市町村、土地改良区等が行う農業競争力強化農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に準ずる。	農業競争力強化農地整備事業実施要綱第2、第3、第6の1、第8及び第9の規定に準ずる。	土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）別表の事業等の欄の(8)に規定する補助率に準ずる。
(2) 都道府県が行う農地中間管理機構関連農地整備事業、市町村、土地改良区等が行う農地中間管理機構関連農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に準ずる。	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱第2、第3、第6の2、第8及び第9の規定に準ずる。	土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(9)に規定する補助率に準ずる。
(3) 都道府県が行う水利施設等保全高度化事業、市町村、土地改良区等が行う水利施設等保全高度化事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に準ずる。	水利施設等保全高度化事業実施要綱第2、第3、第6、第8及び第9の規定に準ずる。	土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等欄の(10)に規定する補助率に準ずる。
(4) 都道府県が行う中山間地域農業農村総合整備事業、市町村、地域協議会等が行う中山間地域農業農村総合整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和2年3月31日付け元農振第2707号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に準ずる。	中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱第2、第3、第6（ただし、中山間地域農業農村総合整備計画の作成は除く。）、第8及び第9の規定に準ずる。	土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等欄の(11)に規定する補助率に準ずる。
(5) 都道府県が行う農村整備事業、市町村、土地改良区等が行う農村整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に準ずる。	農村整備事業実施要綱第2、第3、第6、第8及び第9の規定に準ずる。	土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等欄の(13)に規定する補助率に準ずる。

(6) 都道府県が行う農村地域防災減災事業、市町村、土地改良区等が行う農村地域防災減災事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）第5の規定に準ずる。	農村地域防災減災事業実施要綱第2、第3、第4、第7の1、第10及び第11の規定に準ずる。	農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号）別表の事業欄の(8)に規定する補助率に準ずる。
---	--	--	---

(備考1)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）附則第5条に規定する特定市町村（以下「特定市町村」という。）の区域のうち、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道、沖縄及び奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）を除く。以下「離島」という。）、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域（以下「半島振興対策実施地域」という。）、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された区域（以下「特別豪雪地帯」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域（以下「振興山村」という。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域（以下「特定農山村地域」という。）、旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域若しくは受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。以下「急傾斜畑地帯」という。）、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域（以下「指定棚田地域」という。）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特別特定市町村」という。）の区域以外の区域内において行う事業については、令和7年度から令和8年度までの間の交付率を、事業採択があった年度に応じて、令和7年度にあっては52%、令和8年度にあっては51%とする。

(備考2)

特別特定市町村の区域のうち離島、半島振興対策実施地域、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和7年度から令和9年度までの間の交付率を、事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和7年度にあっては53%、令和8年度にあっては52%、令和9年度にあっては51%とする。

(備考3)

電気通信設備等の移転等において、国又は事業実施主体と電気通信事業者等の協定等により、移転等に係る工事費用の一部を電気通信事業者等が負担した場合の補助金額の算定については、電気通信事業者等の負担額を含めた工事費全額に対して、規定の補助率を乗じて行うこととし、補助金の確定額の算出における実支出額については、電気通信事業者等負担額を含めた額とする。

この場合、電気通信設備等の移転等に係る支出書類について、移転工事費と移転補償費との差額に相当する金額が電気通信事業者等の負担であることが明らかとなるよう整理しておくこと。

(備考4)

農村整備事業にあっては、準用する規定の中、「農村インフラ整備計画」とあるのは、「実施計画」と読み替えるものとする。

別記様式第1号（第8関係）

〇〇年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
（インフラ整備事業（農業農村整備事業））交付申請書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿

（別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業））第8の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書（別紙第1のとおり。）
- 3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画（別紙第2のとおり。）
- 4 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 添付書類
都道府県の補助金等交付規程又は要綱（間接交付事業を行う場合に限る。）

（注1）この申請書は、直接交付事業及び間接交付事業ごとに区分して、それぞれ作成すること。

（注2）記載事項及び添付書類が既に提出している（公募に応募した際に提出した資料、制度要綱に基づく実施計画等）資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注3）都道府県の交付金交付規定又は要綱について、都道府県のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略できる。

別紙第 1

収支予算書

区 分	事業費	国庫 交付金	国庫 交付率	都道府 県費	市町村費	その他	備考
〇〇事業工事費 △△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計	円	円	%	円	円	円	

別紙第 2

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画

都道府県営事業の場合

事業名	地区名	施行 年度	(全計) 年度～ 年度		受益 面積	ha						備考		
			前年度	本年度		本年度			翌年度以降					
費目	工種	総 量		前年度まで		本年度						備考		
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫 交付金	国庫 交付率	国庫交付金以外の財源			事業量	事業費
		円	円	円	円	円	%	都道府 県費	市町 村費	土地改 良区 その他	円	円	円	円
計														

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日44農地A第826号農林事務次官通知)に係る返還対象事業にあつては、地区内における国庫交付金の振り分けの基準を記載した書面(ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。)

(記載要領)

- 費目欄には、工事費の費目の純工事費(工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。)、測量設計費(工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用)、船舶及機械器具費(工事の施行に直接必要な機械器具、車両(乗用車を除く。))、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理又は製作に要する費用)、用地費及補償費(工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用(補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。))、換地費(換地計画の作成及び換地処分に要する費用)、全体実施設計費(全体実施設計に要する費用)、管理支援費(操作運転費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置付けられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取組に要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用、管理水準向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用、包括的民間委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託の推進に係る調査等の取組又は包括的

民間委託に係る費用及び省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組又は管理に要する費用)、促進費(土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用)及び調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)を記載し、農業基盤整備促進事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費、調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)及び経理管理・指導費(外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用)を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費、推進費(基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用)及び調査・調整費を記載すること。

- 2 施行年度欄には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了の予定している年度を記載すること。ただし、全体実施設計期間については、上段にその年度を記載すること。
- 3 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚(排)水機場、用(排)水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業及び中山間地域農業農村総合整備事業にあつては、農業用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。
- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫交付金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 二つ以上の交付率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの交付率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、国庫交付金の算出根拠を明記すること。
- 7 備考欄には、当該年度の事業の着手及び完了の予定年月日並びに事業完了後の施設管理者を記載すること。また、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
 - ① 免税事業者
 - ② 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ③ 地方公共団体の一般会計
 - ④ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となるものが確実に見込まれるもの
- 8 草地畜産基盤整備事業にあつては、次により記載すること。
 - (1) 複数の地区で事業を行う場合にあつては、総括表を添付すること。
 - (2) 事業計画策定事業を行う場合にあつては、「費目」欄を「地区名」欄及び「工種」欄を「事業の型名」欄に読み替えて記載すること。
 - (3) 事業名欄には、事業名を記載するとともに、事業の型名を括弧書きで記載すること。
 - (4) 費目欄には、草地開発整備事業等事業費積算要領(昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林水産省生産局長通知)第2の事業費の構成を記載すること。
 - (5) 工種欄には、農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあつては、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29生畜第1500号・29農振第2605号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)別紙3に定める全ての事業工種を記載すること。
- 9 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業(実施計画作成事業に限る。)及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業(実施計画策定事業に限る。)及び農村環境計画策定事業、水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業(施設計画策定事業に限る。)、中山間地域農業農村総合整備事業のうち実施計画等策定事業(実施計画策定事業に限る。)並びに農村整備事業のうち計画策定等事業にあつては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄(支出科目ごとに記載すること。)にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。
- 10 別表1の(備考3)の場合であつて、電気通信事業者等の負担額について申請段階で把握している場合は、「国庫交付金以外の財源」欄のうち、「土地改良区その他」欄には、電気通信事業者等ごと

に負担額の合計を記載する。

団体営事業（草地畜産基盤整備事業にあつては、公社営事業）の場合

事業名				地区名 (事業主体)	()		施行 年度	年度～ 年度							
費目	工種	総 量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫 交付金	国庫 交付率	国庫交付金以外の財源			事業量		事業費
										都道府 県費	市町 村費	土地改 良区 その他			
			円		円		円	%	円	円	円		円		
計															

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日44農地A第826号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあつては、地区内における国庫交付金の振り分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

(記載要領)

- 1 地区名の下に括弧書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、管理支援費（操作運転費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置づけられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取り組みに要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用、管理水準向上計画に位置付けられた最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援に要する費用、包括的民間委託推進計画に位置付けられた包括的民間委託の推進に係る調査等の取組又は包括的民間委託に係る費用、省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組又は管理に要する費用）、促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用）及び調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、全体実施設計費、換地費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあつては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費、推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）及び調査・調整費を記載すること。
- 3 工種欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、隧道、橋梁、農地保全等を記載し、総合事業、農業基盤整備促進事業及び中山間地域農業農村総合整備事業に

あつては、農業用排水、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。

- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫交付金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 二つ以上の交付率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの交付率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、国庫交付金の算出根拠を明記すること。
- 7 備考欄には、当該地区の受益面積、施行年度、当該年度の事業の着手及び完了の予定年月日並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
 - ① 免税事業者
 - ② 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ③ 地方公共団体の一般会計
 - ④ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 8 草地畜産基盤整備事業にあつては、次により記載すること。
 - (1) 複数の地区で事業を行う場合にあっては、総括表を添付すること。
 - (2) 事業計画策定事業を行う場合にあっては、「費目」欄を「地区名」欄及び「工種」欄を「事業の型名」欄に読み替えて記載すること。
 - (3) 事業名欄には、事業名を記載するとともに、事業の型名を括弧書きで記載すること。
 - (4) 費目欄には、草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林水産省生産局長通知）第2の事業費の構成を記載すること。
 - (5) 工種欄には、農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあつては、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29畜第1500号・29農振第2605号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙3に定める全ての事業工種を記載すること。
- 9 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業（施設計画策定事業に限る。）、中山間地域農業農村総合整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）並びに農村整備事業のうち計画策定等事業にあつては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄（支出科目ごとに記載すること。）にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。
- 10 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（経営体育成促進換地等調整事業に限る。）及び農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（経営体育成促進換地等調整事業に限る。）にあつては、「費目」欄に「換地等調整費」と記載し、「事業量」欄を「地区面積（ha）」欄に読み替えて記載すること。
- 11 別表の（備考3）の場合であつて、電気通信事業者等の負担額について申請段階で把握している場合は、「国庫交付金以外の財源」欄のうち、「土地改良区その他」欄には、電気通信事業者等ごとに負担額の合計を記載する。

別記様式第2号（第10関係）

〇〇年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
（インフラ整備事業（農業農村整備事業））申請取下書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿

（別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付の申請を行った事業について、その申請を取り下げたく、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業））第10の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請を行った年月日
- 2 申請を取り下げる事由

（注）交付申請書の写しを添付すること

別記様式第3号（第13関係）

〇〇年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
（インフラ整備事業（農業農村整備事業））変更等承認申請書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿

（別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり
〇〇（注1）したいので、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業））第13の規定に基づき申請します。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第4号（第15関係）

〇〇年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
（インフラ整備事業（農業農村整備事業））遅延届出書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先。
ただし、別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた（注1））ため、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業））第15の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた（注1））理由
- 2 事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

（記載要領）

- 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 3 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第16関係）

〇〇年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
（インフラ整備事業（農業農村整備事業））事業遂行状況報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先。
ただし、別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業））第16の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

別紙第3

1 収支の状況

（1）収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

（2）支出の部

区分	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

2 事業別状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B) / (A)	備考
		事業費 (A)	国庫交付金	事業費 (B)	国庫交付金		
		円	円	円	円	%	

（注）事業費の欄には資金造成等と事務費を区分し、資金造成等については、資金造成の総額及び財政融資資金からの借入額の合計を記載すること。

別紙第 4

3 事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇〇年12月31日 までに完了したもの		〇〇年1月1日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

(記載要領)

- 1 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高（助成金の支払金額、施設整備工事の出来形を金額に換算した額等）を記載すること。

別記様式第6号（第16、17関係）

〇〇年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
（インフラ整備事業（農業農村整備事業））概算払請求書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先。
ただし、別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由）
官署支出官 〇〇 殿
（第17第1項に定める官署支出官名を記入）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知のあつた事業について、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業））第17の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。
また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 A - (B + C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日現在の予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合計											

（記載要領）

- 下線部は、第16第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別紙第 5

収 支 精 算 書

区 分	事業費	国 庫 交 付 金	国庫 交 付 率	都道府 県 費	市町村費	その他	備考
	円	円	%	円	円	円	
○○事業工事費 △△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計							

(注) 予算額を上段 () 書、精算額を下段に記入すること。

別紙第 6

残存物件調書

区地区名	品目	計上寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考
				円	円		

(注) 間接交付事業にあつては、地区名の下に括弧書きで事業主体名を記入すること。

別紙第 7

財産管理台帳

(適正化法施行令第13条第1号から第3号までの財産並びに交付要綱第22及び第25の財産)

事業名	地区名	事業 主体	名称	計上 寸法	数量	単価	取得 金額	検収 又は 取得 年月日	処分制限期間		処分の状況			備考	
									耐用 年数	処分 制限 年月日	処分の 類別	処分 年月日	交付金 返還額		
						円	円							円	

(注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施行期間を記載すること。

2 備考欄に当該事業に係る交付率等を記載すること。

別記様式第8号（第18第2項関係）

〇〇年度地域未来交付金（地域未来推進型）
（インフラ整備事業（農業農村整備事業））年度終了実績報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先。
ただし、別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿
（別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業））第18第2項の規定に基づき、実績を下記のとおり報告します。

記

対象事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了 予定 年月日
	対象事業に 要する経費 (A)	国 庫 交付金	(A) のうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

（注1）本様式は、年度内に事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。

（注2）「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

（注3）交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

（注4）繰越に際し、交付決定に係る事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第9号（第18第5項関係）

〇〇年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
（インフラ整備事業（農業農村整備事業））消費税仕入控除税額報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる認定地方公共団体の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては農林水産大臣） 殿

（別記1の認定地方公共団体の区分（1）及び（2）にあつては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業））第18第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 （〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（対象事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

（1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[
]
]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[
]
]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）

別記様式第10号（第26関係）

〇〇年度

農林水産省所管

〇 〇 交 付 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考
			歳 入			歳 出							
事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「事業名」欄には、対象事業等の名称のほか、対象事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 対象事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる対象事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年月日

〔 認定地方公共団体（間接交付対象事業者） 〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）間接交付対象事業者に対する申立ての場合であつて、認定地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。